

「住みよい地域づくり支援事業」配分募集要領

《平成 30 年度実施分》

奈良県共同募金会桜井市共同募金委員会

1. 目的

地域福祉の推進を図るための「共同募金」は、誰もが住み慣れた地域で、安心、安全に暮らすことができ、住民自らが参加する地域福祉コミュニティを実現するため、様々な民間の社会福祉活動を財政面で積極的に支えていく役割を担っています。

本会では、日頃から公的な援助を受けないで、地域福祉課題にとりくむ柔軟かつ多様で地道な活動に対し、財政面から支援するため、「公募」により、活動資金を助成することとします。

2. 配分の対象となる費用・事業・期間

【対象となる活動団体・グループ】

市内で活動する福祉団体、NPO 法人、ボランティアグループ等で、次の要件をいずれも満たしていること。

- ① 事業実施に必要な資金の確保に困難をきたしていること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 公益性を有すること
- ④ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- ⑤ 民間性、自主・自立性を有すること
- ⑥ 活動の内容や事業内容、財務の状況を公にできること
- ⑦ “赤い羽根共同募金” 運動に協力していること

【配分の対象となる事業】

次の事業等で、公的助成を受けていないこと。

- ① 地域福祉、福祉に関する保健、医療、子育て、教育分野、環境美化・保護などの社会的課題への取り組み
- ② その他、本会が必要と認めた地域福祉、住民生活の向上につながる事業・活動

【配分の対象となる費用】

- ① 活動のために必要な会議費、研修費、備品・機材等の購入費、PR 資料などの作成費、活動団体の運営に必要な最低限の経費とします。
- ② その他、本会が特に必要と認めた経費

※今回の配分は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施される活動が対象です。

【配分の対象として認められない費用】

- ① 会議・活動等に伴う飲食代
- ② 報酬、人件費に類するもの
- ③ 建物、付帯設備等の整備に関する費用
- ④ 高額な備品、什器、物品等の購入費用
- ⑤ 研修旅行費、高額な交通費
- ⑥ 区会所・コミュニティーセンターの備品

### 【配分の限度額】

実施しようとする特定の活動・事業に要する経費の5分の4以内で1団体20万円を上限とする。

### 3. 応募(申請)方法

所定の配分申請書に必要事項を記入の上、下記本会窓口へ提出してください。必要に応じて内容についてのヒアリングを行います。

申請様式等は本会事務局に直接請求されるか、本会ホームページからダウンロードしてください。

【申請受付期間】 平成30年1月15日(月)から平成30年3月14日(水)まで《必着》

【提出先・お問合せ】 奈良県共同募金会桜井市共同募金委員会

〒633-0062 奈良県桜井市大字栗殿1000番地の1

(桜井市福祉保健センター 陽だまり内)

TEL : 0744-42-2724 / FAX : 0744-46-5052

社会福祉協議会 HP アドレス : <http://www.sakuraisyakyo.jp>

※担当者が不在の場合もありますので、窓口にお越しの際は、事前に電話で来局日時の連絡をお願いします。

### 4. 配分の決定

① 配分委員会の審査により決定します。

・平成30年4月中頃、配分対象団体及び配分額を決定し、対象団体に直接通知します。

② 審査に際して必要が生じたときは、申請者に対し説明を求めることがあります。

③ 年度予定配分金に剰余金が生じたときは、会長の許可を得て、車椅子や杖などの福祉用具や、AED 関連用品、防災関連用品の購入のほか社会福祉協議会の地域福祉事業費に充てることがあります。

### 5. 配分金の交付

配分金は、平成30年5月下旬頃に指定の口座へ送金します。

また、当該年度内において計画どおり事業・活動が実施されなかった場合、精算の上、不要額について返還していただきます。この場合、事業・活動の進捗状況に変更がある団体等は、可能な限り、平成30年12月末日までに本会事務局までお知らせください。

### 6. 事業完了報告書の提出

この配分を受けた団体等は、当該事業・活動を平成30年3月末日までに完了し、同年4月末日までに、所定の事業完了報告書に関係書類を添えて提出いただきます。なお、原則として領収書の提示が必要になりますので、お取り扱い願います。

## 7. その他

申請書に記載していただく個人情報は、本会において適性に管理し、無断で第三者に提供することはありません。ただし配分を受けた事業・活動内容・団体名・活動写真等について、事業者の了解を得て、本会のホームページや広報などの媒体に掲載するなど本運動の普及・啓発のために使用することがあります。